

探偵業の業務の適正化に関する法律第8条第1

## 重要事項説明書 Important Explanation Industry

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく重要事項説明書

委任者と締結する調査委任契約の内容及びその履行に関する事項について、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号、以下「探偵業法」という）第8条（重要事項の説明等）の規定に基づき、次の通り説明致します。この内容は重要ですので、十分ご理解されるようお願い致します。



作成日 平成 年 月 日  
作成者 総合調査機関 平松総合調査事務所  
平松直哉

□【受任者】

<input checked="" type="checkbox"/>	管轄公安委員会 届出番号 商号 所在地 連絡先	和歌山県公安委員会 第 65170006 号 総合調査機関 平松総合調査事務所 〒640-0111 和歌山県和歌山市日野 33 番地 TEL 073-459-0666 / 直通 090-8528-0708 / FAX076-494-4955
<input type="checkbox"/>	管轄公安委員会 届出番号 商号 所在地 連絡先	大阪府知事届出済み 大阪府公安委員会 第 62135522 号 総合調査機関 平松総合調査事務所 大阪府枚方市伊加賀寿町 16 番 18 号 TEL 072-861-0708
責任の所在	相談・本書作成・調査計画・契約(重要事項説明者)・調査活動・報告に関する 総責任者及び担当者です。 当社代表者氏名 平松直哉	

※ご確認ください。

当社では、各事務所にて公安委員会届出証明書を提示の上相談及び探偵業務を行っておりますのでご確認をお願いします。

□【委任者】

フリガナ		生年月日	
氏名		年齢	
住所	〒		
連絡先	固定回線	携帯番号	
	LINE	MAIL	
対象者との関係 続柄	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 実母 <input type="checkbox"/> 実父 <input type="checkbox"/> 養父母 <input type="checkbox"/> 雇用主 <input type="checkbox"/> その他(恋人)		
居住形態	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> その他( )		
勤務先		雇用形態	
職種		勤務時間	
所在地			

【対象者(甲)】

対象者(甲)	依頼者様との関係( <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 兄弟 <input type="checkbox"/> 婚姻関係 <input type="checkbox"/> 雇用関係 <input type="checkbox"/> その他)		
氏名	生年月日		
	年 齢		
本籍			
住所	<input type="checkbox"/> 実家 ( 方)		
	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> その他		
車両 1		車両 2	
勤務先		雇用形態	
所在地			
勤務時間		休日	
通勤路			
生活リズム	起床	就寝	寝付
身体的特徴	身長		体重
	眼鏡		髪型
	他		
備考			

【対象者(乙)】 不明

甲との関係	<input type="checkbox"/> 同僚 <input type="checkbox"/> 同級生 <input type="checkbox"/> 友人 <input type="checkbox"/> 不明		
対象者(乙) 氏名	生年月日		
	年 齢		
住所			
車両 1		車両 2	
勤務先		雇用形態	
所在地			
勤務時間		休日	
身体的特徴	身長		体重
	眼鏡		髪型
	他		

□【依頼内容】

<input checked="" type="checkbox"/> 行動調査 <input type="checkbox"/> 興信調査 <input type="checkbox"/> その他	1、夫婦共有財産である車両に対し、平成30年月日月日～平成30年月日までの間記録型GPS機器を設置し甲の行動について記録・解析する。 2、上記解析データに基づき依頼人と協議の上調査日時を決定する。 3、依頼者指定日時 甲の動向について探偵業法にて定める方法にて調査しその状況について撮影・記録する。 4、調査実施中、異性との接触が確認できた場合、その異性との関係について探偵業法に定める方法にて調査する。 5、異性との関係が不貞の関係であると判断した場合、その異性について住所・氏名・勤務先等について調査報告する。 6、上記に付帯する調査及び助言。
---	---

【探偵業務に係る調査の内容、計画及び方法】

□【調査前下見調査・初動調査】

本件対象者に関する箇所等を確認する調査です。

<input type="checkbox"/> 調査前下見	日時:依頼者情報に基づいて当社判断にて実施 調査体制:2名1班
<input type="checkbox"/> 初動調査	<b>□初動調査</b> 調査内容:甲宅・近隣の道路事情・勤務先及び近隣の道路事情等の確認 ※本件対象者である <input checked="" type="checkbox"/> 甲 <input type="checkbox"/> 乙に関し、 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅、 <input checked="" type="checkbox"/> 勤務先、 <input checked="" type="checkbox"/> 近隣の道路事情、 <input type="checkbox"/> 依頼者情報に基づくその他関係箇所の確認 <input type="checkbox"/> 面取り等の実施。 <b>□調査前下見調査</b> 調査前下見調査は、調査計画及び見積書算出の上で必要性があると判断した場合、現状確認の為行う調査です。 <input type="checkbox"/> 調査前調査1調査35,000円(調査員2名3時間以内)の費用が必要となります。3時間を超える分については超過料として時間を問わず1/日35,000円を別途ご請求します。 <input type="checkbox"/> 契約締結後難易度別単価×人数×3時間分を減額いたします。 差額・超過分等については必要となります。 <input type="checkbox"/> 初動調査の場合、難易度別単価×人数×3時間分が必要となりますが、請求時3時間分を特別減額として値引きしています。 <input type="checkbox"/> その他費用 交通費・遠隔地の場合は出張費・宿泊を伴う場合は宿泊費が必要となります。



	<p><b>【備考】</b></p> <p>甲の不貞の事実を明確な証拠として立証できた場合目的の達成とします。尚不貞の事実が不明確な場合成功報酬は不要となります。</p> <p>※不貞行為とは性交渉及び類似する状況です。</p>
--	--

**【本調査の実施】**

	<p>調査期間    平成 30 年 月 日 ~ 平成 30 年 月 末日 までの間</p> <p><input type="checkbox"/> 依頼人と協議の上決定する。</p> <p><input type="checkbox"/> 依頼人指定の日時 計 時間</p> <p>調査日数    1 日 時間 × 日間を予定しています。</p> <p>調査時間    時間 <input type="checkbox"/> 状況判断</p> <p>※調査実施費は依頼者と協議の上決定します。</p> <p>※調査の延長・終了は状況判断とします。</p> <p>※8 時間未満で終了した場合し調査員が解除した時点した時間で算出します</p> <p><b>【本調査 初日】</b></p> <p>日 時: 平成 年 月 日</p> <p>午前・午後 時 分 着手</p> <p>着手場所:</p> <p>調査体制 <input type="checkbox"/> 1 班 2 名(車両 1 台) <input type="checkbox"/> 2 班 3 名(車両 2 台)</p> <p><input type="checkbox"/> 2 班 4 名(車両 2 台) <input type="checkbox"/> 徒歩尾行 名</p> <p><input type="checkbox"/> 1 班 2 名(車両 1 台)+検索型 GPS 機器使用</p> <p>※本調査初日以降の調査については状況にて依頼者と協議の上決定いたします。</p> <p>※2 日目以降の実施について特別の変更がない限り調査初日と同様の内容で実施いたします。</p> <p>※対象者の状況によっては、人員の追加、機器の追加投入を行う場合があります。</p> <p>※人員が追加となる場合、口頭・LINE・メール等による説明の上承諾を得るものとします。</p> <p><b>調査方法:</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 尾行 <input checked="" type="checkbox"/> 張り込み <input type="checkbox"/> 聞込み <input type="checkbox"/> その他( )</p>
--	--

	<p><input checked="" type="checkbox"/>GPS 機器調査(<input type="checkbox"/>検索型 GPS・<input type="checkbox"/>簡易記録型 GPS・<input type="checkbox"/>記録型 GPS <input type="checkbox"/>記録型 GPS データ解析)</p> <p>調査方法 本件依頼情報にてある<input type="checkbox"/>甲宅・<input type="checkbox"/>勤務先・<input type="checkbox"/>依頼者指定場所・<input type="checkbox"/>乙宅・<input type="checkbox"/>その他にて本件調査に着手。</p> <p><input type="checkbox"/>甲を確認後追尾。 <input type="checkbox"/>調査実施中その動向について記録・撮影する。 <input type="checkbox"/>異性との接触が判明した場合、異性に関する情報収集に努める事とする。 <input type="checkbox"/>乙車両に乗り込んだ場合以後の調査を円滑に進めるため乙車両に対し検索型 GPS 機器を設置致します。 <input type="checkbox"/>乙との関係が親密な男女の関係であろうと判断した場合、自宅・勤務先等の確認調査を後日実施致します。 この場合別途調査料金が掛かりますが算出方法は通常の調査料の算出と同じです。</p> <p>※必要な情報が収集できた場合 速やかに GPS 機器を撤去することしその取扱いについては法令を順守し無断で敷地内への侵入等を行わず一般公道や民間施設の駐車場にて設置・撤去の作業を行います。</p>
--	--

特記事項

	<p>調査の延長: <input type="checkbox"/>延長可 <input type="checkbox"/>延長不可 <input checked="" type="checkbox"/>その都度協議の上決定 調査計画: <input checked="" type="checkbox"/>甲班 <input type="checkbox"/>乙班 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>※調査計画は、対象者の動向・事情等により大幅な変更となる場合があります。この場合調査前予定とは異なりますので御了承下さい。 調査料金が想定より超えることを防止するため当社では契約時に上限を設定して頂くことが可能です。 詳しくは契約時にその旨をお伝えください。</p>
--	--

☑【調査料金算出方法】

(A) 調査料金の算出 方法	<p>☑難易度別単価、調査員 1 名      円×調査員数      名×調査時間にて算出しています。</p> <p>※調査日当日の予定変更については、基本料金をご請求致します。</p> <p>☑見積書は基本 8 時間として算出しておりますが、請求時は稼働時間にて計算いたします。</p> <p>☑調査実費については、領収書により清算致します。</p> <p>☑調査車両燃料費・☑高速代金・☑公共機関使用の運賃・☑宿泊費 ☑潜入調査時の飲食代・☑調査協力費(1 件 5,000 円×件数)</p>
----------------------	---

☑

(B) 記録型 GPS 機器	<p>甲器</p> <p>レンタル料 1 台/1 日      円×      日</p> <p><input type="checkbox"/>一般車両の設置・撤去・メンテナンス料</p> <p>設置・撤去料 1 回毎 <input type="checkbox"/>宅内      円 <input type="checkbox"/>宅外      円</p> <p>メンテナンス料 1 回毎 <input type="checkbox"/>宅内      円 <input type="checkbox"/>宅外      円</p> <p><input type="checkbox"/>特殊車両への設置・撤去・メンテナンス料</p> <p>設置・撤去料 1 回毎 <input type="checkbox"/>宅内      円 <input type="checkbox"/>宅外      円</p> <p>メンテナンス料 1 回毎 <input type="checkbox"/>宅内      円 <input type="checkbox"/>宅外      円</p> <p><input type="checkbox"/>詳細解析料 7 日毎      円(ページ数問わず)</p> <hr/> <p>乙器(権利のない者への設置)</p> <p><input type="checkbox"/>本調査計画段階では予定はありません。</p> <p><input type="checkbox"/>調査前行動確認</p> <p>レンタル料 1 台/1 日 50.000 円×      日</p> <p><input type="checkbox"/>一般車両の設置・撤去・メンテナンス料</p> <p>設置・撤去料 1 回毎 宅内外      円</p> <p>メンテナンス料 1 回毎 宅内外      円</p> <p><input type="checkbox"/>特殊車両への設置・撤去・メンテナンス料</p> <p>設置・撤去料 1 回毎 宅内外      円</p> <p>メンテナンス料 1 回毎 宅内外      円</p> <p><input type="checkbox"/>詳細解析料 7 日毎      円(ページ数問わず)</p>
-------------------	--

(C) 検索型 GPS 機器	<p>甲器</p> <p>レンタル料 1 台/1 日      円×      日</p> <p><input type="checkbox"/>一般車両の設置・撤去・メンテナンス料</p> <p>設置・撤去料 1 回毎 <input type="checkbox"/>宅内      円 <input type="checkbox"/>宅外      円</p>
-------------------	--



	<p>メンテナンス料 1回毎 <input type="checkbox"/>宅内 円 <input type="checkbox"/>宅外 円</p> <p><input type="checkbox"/>特殊車両への設置・撤去・メンテナンス料</p> <p>設置・撤去料 1回毎 <input type="checkbox"/>宅内 円 <input type="checkbox"/>宅外 円</p> <p>メンテナンス料 1回毎 <input type="checkbox"/>宅内 円 <input type="checkbox"/>宅外 円</p> <p><input type="checkbox"/>簡易 GPS 設置追加 7日毎 円</p> <p><input type="checkbox"/>簡易 GPS 詳細解析料 7日毎 円</p> <hr/> <p>乙器(権利のない者への設置)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>本調査計画段階では予定はありません。</p> <p><input type="checkbox"/>調査前行動確認</p> <p>レンタル料 1台/1日 円× 日</p> <p>一般車両の設置・撤去・メンテナンス料</p> <p>設置・撤去料 1回毎 宅内外 円</p> <p>メンテナンス料 1回毎 宅内外 円</p> <p><input type="checkbox"/>特殊車両への設置・撤去・メンテナンス料</p> <p>設置・撤去料 1回毎 宅内外 円</p> <p>メンテナンス料 1回毎 宅内外 円</p> <p><input type="checkbox"/>簡易 GPS 設置追加 7日毎 円</p> <p><input type="checkbox"/>簡易 GPS 詳細解析料 7日毎 円</p>
--	---

(D) 遠隔地出張費	<p><input checked="" type="checkbox"/>ホームエリア 0円</p> <p>当社拠点 大阪府枚方市より 30キロ・和歌山市より南へ 100キロ北・西・東へ 50キロ以内での調査においては、出張費等は一切発生致しません。</p> <p><input type="checkbox"/>その他関西</p> <p>調査員 1名 1日 円×人数× 名× 日 計 円</p> <p><input type="checkbox"/>中国・四国・東海・関東・北陸</p> <p>調査員 1名 1日 円×人数× 名× 日 計 円</p> <p><input type="checkbox"/>その他国内 東北・北海道・九州・沖縄</p> <p>調査員 1名 1日 円×人数× 名× 日 計 円</p> <p><input type="checkbox"/>韓国全域・台湾全域 タイ全域</p> <p>調査員 1名 1日 円×人数× 名× 日 計 円</p> <p>渡航保険代・現地ドライバ・通訳・その他費用は別途見積ります。</p>
---------------	---

(E) その他調査実費	<p>事案により異なるためご利用案内をご確認ください。</p>
----------------	---------------------------------

(F) 成功報酬	ご依頼者の調査利用目的が明確に達成できた場合成功報酬として難易度別成功報酬が必要となります。
-------------	--

計算式	A+B(甲器分の合計+乙器分の合計)+C+D+E+F=最終金額+税となります。 ご不明の場合、当社担当者までお問い合わせください。
-----	--

注意	調査料金については相談時の依頼者様からの申告状況より計画を立て算出している為、実際の業務進捗状況と異なる場合が予測されます。またこの事により金額は増減する場合がありますのでご了承下さい。増減を制限する方法として、契約書にて金額の上限設定をお願いしませう。
----	---

【調査料金の見積と支払等について】

契約日	平成 30 年 月 日
見積額	別紙見積書をご確認ください。
着手金	0 円
残 金	調査終了時に精算し最終料金を請求致しますので報告時にお支払いください。
支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> お振込み <input type="checkbox"/> その他
備考	<p>着手金について</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>短期間の調査の場合、着手金は 0 円でお受付いたします。</p> <p><input type="checkbox"/>調査委任契約締結時に調査料金等（調査見積額）の 50%を着手金として入金をお願いします。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>残金のお支払時期については、報告書提出時に残金をご請求致しますのでお支払下さい。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>業務が長期に亘る場合、月末締めにて調査実費のご請求をする場合もありますが、その場合は事前に委任者様へご連絡致します。</p> <p><b>依頼者側の事情による分割支払いについて</b></p> <p>契約締結時に申告頂いた事案で当社が事前に承諾した場合に限り分割での支払いを受付致します。</p> <p>この場合公正証書作成に関する費用及び県内在住で</p>

	<p>有職者の連帯保証人 2 名以上が必要となります。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>公正証書の作成については、当社指定の公証人役場となります。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>公正証書作成費用及び送達費用は依頼者様の負担と致します。</p> <p><b>債務不履行について</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/>債務不履行の場合その債権回収に掛かる費用(弁護士料・訴訟費用・遅延延滞利息年利 5%・差押関連費用及び供託金に関する当社借入利息等)は依頼者の負担と致します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>差押の為調査活動が必要な場合、それに伴う調査料金が発生致します。</p>
--	---

【調査員構成について】

	<p>最低調査員数は 2 名 1 班を原則として調査を実施しております。</p> <p>調査の内容、対象者の警戒度、長時間の尾行・張込等が予測される場合、委任者と協議の上、調査員数を変更することがあります。</p> <p>尚調査の基本時間は、最低 8 時間を基本時間として算出致します。8 時間を超える調査については 1 時間単価(難易度別単価)×調査員数として算出致します。</p>
--	--

【調査の予定変更・緊急出動・緊急出動について】

調査予定変更	調査の予定が変更になり中止となった場合、調査員数分の基本料金をご請求致します。
緊急出動	調査の予定日以外に対象者の動きを確認する場合又は緊急的に出動となった場合緊急出動費として時間を問わず 1 出動 円～円が別途必要となります。
調査員の待機	緊急出動を予測しての待機は、1 名 1 日(8 時間) □事務所待機 円～□現場待機 円×調査員数が必要となります。

契約特記事項

委託先等	<p>探偵業務の委託先については、適正な教育等を受けている既存の業者で、その業務の全部又は、一部を委託するものであり、当社にて適切な監督を行います。</p> <p>本件調査の実施について、既存の業者である<input checked="" type="checkbox"/>松本探偵事務所 <input type="checkbox"/>平調 FC 業者 <input checked="" type="checkbox"/>その他業者に対し業務の一部を委託致します。</p>
------	--

調査結果報告の方法及び期限

<p>結果報告の方法</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 報告書提出</p> <p><input type="checkbox"/> 口頭報告</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>報告書(本文・別紙)については PDF ファイルにて作成し CD メディアにてお渡し致します。 依頼者側の事情(パソコンがない場合等)で紙面にてお渡しする場合有料にてお渡し致します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>動画については、編集後別紙報告書と連動した場面を DVD メディアにてお渡しいたします。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>車両による尾行調査の場合、ノンストップ映像をノンカットで記録していますが必要がある場合を除き報告書作成後削除します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>緊急出動時や一部諸事情によって収録できない場合があります。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>一般家庭等で宿泊した場合はデータ保存しますが大容量となりますので Blu-ra・大容量メモリーカードでのお渡しとなります。 この場合別途容量に応じて費用が掛かります。</p>
--	---

報告書の引渡期限

	<p>調査終了日より 7 日～10 日(調査日数により異なる)が必要となります。但し、調査の進捗状況によっては報告日が前後することがあります。その場合は委任者と協議し報告期限を変更することができるものとします。</p>
--	---

受任できない調査と虚偽依頼と罰則について

受任できない調査	<p>01、社会的差別の原因となる場合。</p> <p>02、ストーカー行為・つきまとい等を目的とした調査。</p> <p>03、DV 法に関わる被害者の所在調査の目的。</p> <p>04、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に違反する場合。</p> <p>05、盗聴・盗撮行為が目的の場合。</p> <p>06、各種法令に抵触する可能性のある調査目的等。</p> <p>07、『別れさせ屋』に準じた非合法的な調査目的の場合。</p> <p>08、個人の平素の生活を侵害する目的。</p>
----------	--

<p>虚偽依頼・禁止行為が発覚した場合</p> <p>委任者による調査行為・契約の自白</p>	<p>09、その他公序良俗に反する調査目的等。</p> <p>10、依頼人が、大阪府暴力団排除条例に基づく下記の事項の場合  (ア)暴力団の威力を利用する目的による、又は暴力団の威力を利用したことに関する利益の供与  (イ)暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになる相当の対償のない利益の供与  (ウ)その他暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与</p> <p>後日上記状況が発覚した場合、違約金として調査契約料金(見積金額)の1.5倍をご請求することとなります。</p> <p>不正に契約を締結した場合、調査の進捗状況の中で、委任者における対象者の個人情報の利用目的、すなわち調査の利用目的が上記に掲げる場合に該当したとき、契約の解除と致します。又、この場合の調査料等は、全額お支払いして頂くと共に、損害賠償等の法的措置を取る場合もございますのでご了承下さい。</p>
---	--

守秘義務

<p>委任者側の守秘義務</p>	<p>受任時から調査終了までの間で、委任者は対象者に対し如何なる理由があろうと調査依頼に関する事項等調査をすることが相手に気付かれる言動は一切しないでください。</p> <p>万が一対象者に対し調査行為・依頼等の話をされた場合、調査は終了したものとみなし契約調査料金の全額をご請求致します。</p>
------------------	---

契約の締結と解約等に関する取り決め

<p>契約の締結</p> <p>クーリングオフについて</p> <p>契約後であって調査着手前の解約の場合</p>	<p>当社では、契約書類に署名押印を持って締結とします。</p> <p>契約締結後の解約については次の通りとします。</p> <p>当社事務所以外で締結した契約については、入金後においてもクーリングオフの対象となります。契約締結日より 8 日以内に書面にてお知らせください。この場合、入金済みの調査料金は全額返金致します。</p> <p>この場合、契約解除料として調査契約料金(見積金額)の %を申し受けます。</p>
---	---

着手後の解約	初動調査終了後で、本調査前の解約の場合調査契約料金(見積金額)の10%を申し受けます。
調査実施後の解約	調査着手後、委任者側の事情により解約とする場合、実質消費した調査費用・GPS 機器に関する実質消費費用・実費費用の全額以外に、キャンセル分の総費用の15%をキャンセル料としてご請求致します。 ※調査の企画（調査会議による調査員の確保・日程の調整等）、事前の予備調査、調査行為としての待機等は、すべて着手後とみなします。
その他の場合	委任者の事情で、調査着手指示が無いまま3ヶ月間を経過した場合、調査を終了したものとみなし料金の返還はできかねます

解約理由が当社側にある場合・その他中止理由

解約理由が当社側にある場合	着手前及び中止事由が当社側の事情による場合、受領している料金の全額を返金致します。
公益上・災害等による中止の場合	中止事由が公益上あるいは自然災害、交通事故、交通違反等による中断等、やむを得ない事情による場合、中止までの料金を当社規定により精算し以後の料金について算出します。 尾行調査において、交通・地理的状况等 予測外の状況や、対象者の警戒・違反運転等により、やむを得ず中止した場合次の通りとする。  <input checked="" type="checkbox"/> 基本料金+(時間単価×稼働時間)+調査実費=A ・上記 A に対し遠隔地の場合は遠隔地出張費が必要となります。 ・調査時間は当社拠点又は遠隔地の場合宿泊施設に戻るまでの費用が計算の範囲内とします。
所在調査の場合で対象者を発見した場合。	・所在調査に関しては、調査期間中の調査活動に関係なく、対象者の所在が判明した場合、以後の調査はすべて終了とみなし、日数の如何を問わず料金が必要となります。

【業務に関して作成し又は取得した資料の処分に関する事項】

報告後の保管について	<p>対象者の個人情報について委任者に報告したことにより利用目的を達成した場合速やかに対象者の個人情報を破棄することとする。但し「報告書等関連資料保管確認書」（保存資料内容及び保存期間等を記載したもの）を委任者より署名・捺印をもって保存期間を定め、以降期間を経過したものについては、シュレッダー等を用いて確実に廃棄致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判証拠資料として必要であり、報告書等の再発行が考え得る場合。</li> <li>・報告書内容等が対象者に把握される可能性がある場合</li> <li>・その他（依頼者の都合等を考慮した上で、保管期間等を定める）</li> </ul>
------------	--

☑【個人情報保護に関する事項】

委任者の個人情報の取扱について	<p>「調査委任契約書」「重要事項説明書」「その他確約書」などの保存期間を定め、委任者へその趣旨を通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委任者の同意を得ずに第三者への提供は致しません。但し、法令等により例外として取り扱われる場合を除く。</li> </ul>
対象者への個人情報の取扱について	<p>(1) 取得した対象者の個人情報を委任者に報告する目的以外で利用致しません。</p> <p>(2) 対象者の個人情報の取得に当たっては、盗聴器の使用など、調査方法が法令に触れる或いは触れる結果を生じることがないように、必要な処置を講じます。</p> <p>(3) 対象者の個人情報を取得した場合において、「利用目的を本人に通知し、又は公開することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合」として個人情報保護法 第 18 条(取得に際しての利用目的の通知等) 4 項第 1 号に該当し、その利用目的を対象者への通知をしなくてもよい場合として、下記が挙げられています。</p> <p><b>【法文】</b></p> <p>一、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。</p> <p>二、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合。</p> <p>三、国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると</p>

	<p>き。</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>(ア) 対象者が委任者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)である場合であり当該対象者について、民法第 752 条(同居、協力及び扶助の義務)その他の法令上の義務の履行を確保する為に必要な事項について調査を行うとき。</p> <p>(イ)対象者が委任者の親権に服する子である場合であって、委任者が当該対象者に関し民法第 820 条(監護及び教育の権利義務)その他の権利を行使し、又は義務を履行するために必要な事項について調査を行うとき。</p> <p>(ウ) 対象者が委任者の法律行為の相手となろうとしているものである場合であって、当該被害を防止する為に必要な事項について調査するとき。</p> <p>(エ) 委任者が犯罪その他の不正な行為による被害を受けている場合であって当該法律行為をするか否かの判断に必要な事項について調査を行うとき。</p>
<p>処分時期と方法</p>	<p>四、調査結果(被対象者の個人情報)を委任者に報告した場合、次の通り処分します。</p> <p>1、パソコンにて作成した資料 相談票・契約関連資料・報告書・別紙報告書・動画編集データ・音声データ等については、データ削除ソフトを使用しすべて処分いたします。</p> <p>2、提出して頂いた資料 免許証コピー・公的証明資料・写真・その他紙面による資料はシュレッダーを使用し裁断処理後焼却処分とします。</p>
<p>保護について</p>	<p>委任者と当社間において十分な協議を行った上で、保存期間を記した書類等をもって保管出来ることとし、保存方法は次のとおりとする。</p> <p>契約関係書類・見積請求書類・添付書類・報告書関係受領書等についてはスキャニング後 PDF データとして保存致します。</p> <p>報告書・別紙報告書等についても、PDF データに変換後データ保存致</p>



処分時期について	<p>します。</p> <p>動画データについては、DVD メディアにて保存致します。</p> <p>訴訟終了時委任者からの報告を受けた時点でデータ分についてはソフトを使用し処分します。 また保存を定めた資料については、約 3 年間又は 保存期間終了後当社判断にて適切な方法にて処分をします。</p>
----------	--

【資料の保存について】

保存について	<p><input checked="" type="checkbox"/> 委任者と当社間において十分な協議を行った上で、保存期間を記した書類等をもって保管出来ることとし、保存方法は次のとおりとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 契約関係書類・見積請求書類・添付書類・報告書関係受領書等についてはスキャニング後 PDF データとして保存致します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 報告書・別紙報告書等についても、PDF データに変換後データ保存致します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 動画データについては、DVD メディアにて保存致します。</p>
保存期間終了後の処分について	<p>訴訟終了時依頼人からの報告を受けた時点でデータ分についてはソフトを使用し処分します。 また保存を定めた資料については、約 3 年間又は保存期間終了後当社判断にて適切な方法にて処分をします。</p>

【報告書関係の使用について】

使用許可について	<p>特殊事例の場合であって、依頼人・対象者に関する特定情報についてマスキング処理をした資料等について事前に承諾を得たうえで加工し、確認を頂き書面による承諾を得たものについては使用出来ることとします。</p> <p>相談票・調査報告書・別紙調査報告書・音声資料・依頼人作成の日記・公正証書・報告ビデオ・その他当社が判断した資料。</p>
----------	--

【秘密の保持】

	<p>1 探偵(調査)業務に従事するものは、正当な理由なくその業務上知り得た人の秘密を漏らしません。又従事する者でなくなった後においても同様とします。</p> <p>2 探偵(調査)業務に関して制作し、又は取得した文章、写真その他の資料について、その不正又は不当な利用を防止する為必要な処置を講じます。</p>
--	---

【提供することができる探偵(調査)業務の内容】

	<p>他人の依頼を受けて、特定人物の所在または行動についての情報であって当該依頼に関わるものを収集することを目的として面接による聞き込み、尾行、張り込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査結果を当該依頼者に報告する業務です。</p>
--	--

訴訟の管轄

	<p>訴訟の管轄は、弊社本社所在地である和歌山地方裁判所を第一管轄とします。</p>
--	--

本書について分からない条項について必ず当方にお問い合わせ下さい。